

平成 27 年度 第 2 回 三浦市景観審議会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 22 日 (火) 14 時 00 分～15 時 30 分
- 2 場 所 三浦市総合体育館 (潮風アリーナ) 1 階 第 1・第 2 会議室・第 2 談話室
- 3 議 題
 - (1) 議題 1 三浦市景観審議会運営要領について
 - (2) 議題 2 みうら景観賞の選考 (みうら景観資産の候補) について
- 4 報告事項
 - (1) 報告事項 1 みうら市民まつりの開催結果について
 - (2) 報告事項 2 景観法・景観条例の届出状況について
- 5 出席者
 - (1) 委 員 鈴木委員、中津委員、伊藤委員、渡辺委員、木村委員、友田委員、大森委員
 - (2) 事務局 星野都市環境部長、大滝都市計画課長、浦西 GL、鈴木主任、嶋田主事
 - (3) 傍聴人 0 名
- 5 議題等関係資料
 - (1) 議題 1 三浦市景観審議会運営要領 (案)
 - (2) 議題 2 三浦市観光協会写真コンクール応募作品リスト
みうら景観賞の選考 (みうら景観資産の候補) について
 - (3) 報告事項 1 みうら市民まつりの開催結果について
 - (4) 報告事項 2 景観法第 16 条の届出状況について
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、事務局 (星野部長) より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
 - ・ 出席者が半数 (7 名中 7 名出席) に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴については、申出がありませんでした。

■議題1－三浦市景観審議会運営要領について－

○会長：こんにちは。年度末のお忙しいときにありがとうございます。それでは、さっそくですが、第2回の景観審議会を開催したいと思います。まず議題1の「三浦市景観審議会運営要領」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：それでは、三浦市景観審議会運営要領について説明させていただきます。着座にて失礼します。

資料1をご覧ください。前回と今回の審議会の運営については、三浦市都市計画審議会運営要領を準用して、開催していますが、三浦市景観審議会においても同様に定める必要があると判断しました。本来ならば、第1回の審議会の議題とするものでしたが、今回の議題として、ご審議していただくものです。

この要領は、景観条例施行規則第14条第9項に基づき、審議会の運営に関して必要な事項を会長が審議会に諮って定めるものです。大きく分けて4つのことを規定しています。1つ目は会議を非公開にする場合について、2つ目は、会議開催の公表について、3つ目は、審議会の傍聴について、4つ目は、議事録の公開についてです。

第2条をご覧ください。会議を非公開する場合についてです。議案が個人の権利関係に重大な影響を与え、または、そのおそれがあると認められるときなどに審議会の議決により、原則として公開するところ、非公開とすることができるとするものです。

第3条をご覧ください。会議開催の公表についてです。会議開催にあたり、開催の1週間前までに、開催日時・場所・議題など必要な事項をあらかじめ公表するというものです。

第4条から第9条をご覧ください。審議会の傍聴についてです。傍聴人の決定について、傍聴席に入ることができない者について、傍聴人が守るべき事項について、写真撮影や録音等の禁止事項について、傍聴人の退場について、傍聴人に配布する資料について定めます。

最後に、第10条をご覧ください。議事録の公開について、その方法などについて定めます。説明は、以上です。よろしくをお願いします。

○会長：ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見や質問等がございましたら、お願いいたしますが、基本的には都市計画審議会の運営要領を援用してそれに準ずる形で第1回、第2回についてはこれを行ってきたのですが景観審議会でも定めようということですが、内容的に都市計画審議会と大きく変わるようなことはないという理解でよろしいですか。

○事務局：はい。その通りです。

○鈴木会長：よろしいですか。特に問題がなければ、この資料1の「三浦市景観審議会運営要領」は原案のとおり決定したいと思います。よろしいですか。

「はい」の発言あり。

○鈴木会長：はい、ありがとうございます。なお、施行期日については、本日からとします。よろしくをお願いします。

■議題2－みうら景観賞の選考（みうら景観資産の候補）について－

■報告事項1－みうら市民まつりの開催結果について－

○鈴木会長：それでは、議題2の「みうら景観賞の選考（みうら景観資産の候補）」について、事務局より説明をお願いします。また、これについては報告事項1に関連しますので、これも合わせて説明をお願いしたいと思います。

○事務局：みうら景観賞の選考、みうら景観資産の候補についてですが、今、会長からお話がありました。先に、報告事項1のみうら市民まつりの開催結果について、ご報告します。

資料3をご覧ください。

みうら市民まつりは、平成27年11月15日に行われ、都市計画課は、幹線道路の内容と合わせて、三浦市総合体育館のロビーに出展しました。

景観の内容としては、三浦市には残したい景観がたくさんありますとタイトルをつけ、三浦市観光協会や友田委員のご協力をいただきながら、三浦海岸や釧崎灯台など12点の写真を三浦市全図に位置を示して紹介しました。

見えにくいと思いますが、前に張り出したとおり、街の景観、海の景観、農の景観、森の景観（小網代の森）、歴史文化の景観の5つのカテゴリーをそれぞれ4つの写真を例示して、どのカテゴリーが三浦市らしいと思うか、市民の方と市外の方に分けてシールを貼ってもらいました。

その結果は、資料裏面の上の表のとおりです。投票者数が295あり、投票の1位は、海の景観で三浦海岸や城ヶ島馬の背洞門など海のイメージが強いとわかりました。続いて2位が農の景観、3位が街の景観となりました。

合わせて、三浦市の好きな景観を先ほど三浦市に残したい景観として紹介した写真の場所も含めて自由に挙げてもらい、三浦市の全図に市民の方と市外の方に分けてシールを貼ってもらいました。

その結果は、資料裏面の下の表のとおりです。投票者数が275あり1位が三浦海岸と城ヶ島大橋、2位が黒崎の鼻、3位が宮川公園、4位が城ヶ島公園、5位が三崎漁港となり、海や海岸、公園に関連する場所が上位となりました。

さらに、景観まちづくりの制度やみうら景観資産を紹介・募集するチラシを作成して、その中で三浦市観光写真コンクールも周知するなど、景観に関する資料を配布しました。

以上がみうら市民まつりの開催結果です。

次に、みうら景観賞の選考（みうら景観資産の候補）について説明させていただきます。

資料2及び当日お配りした資料をご覧ください。

みうら景観資産は、前回の審議会の景観計画でも説明しましたように、各地域の個性や魅力を表す景観や地域の人々に愛着を持って守られてきた景観で、これらの景観資源を景観まちづくりに活用を図るために認定します。

みうら景観資産は、市民・所有者などからの要望、イベントなどの企画、市の提案などで候補になるものを抽出し、景観審議会の意見を聞いて市が認定するものです。

次に今回実施したイベントについてですが、みうら観光写真コンクールは、三浦市観光協会が三浦市の自然、景観、産業等の観光資源を対象に三浦市を内外に紹介するために行っているもので、三浦市らしい景観を探し、みうら景観資産として認定していくためのイベントにふさわしいので、三浦市観光協会のご協力により協働して実施したものです。

市は、みうら市民まつりでのチラシの配布、市の広報誌・市のホームページで、みうら景観資産の制度をPRし、写真コンクールと協働したイベントを通じてみうら景観資産を認定していく旨の案内をしました。

三浦市観光協会もサブテーマで「後世に残したい三浦らしい景観（みうら景観資産）探し」として作品を募集していただきました。

「みうら景観賞」は、景観条例の表彰制度に基づくものではなく、三浦市観光協会の写真コンクールの各賞と同様、景観の部門としての賞です。

応募作品は、全部で71点あり、観光協会の方で市長賞など選考が済んでいます。賞が重ならないようにと受賞しなかった56作品から、写真撮影の技術ではなく、三浦らしい景観として紹介できるもの、みうら景観資産の候補となり得るものの視点で選考していただきたいと思えます。

選考の方法は、隣の部屋に置いてあります応募作品を見ていただき、まず、各委員が3つの作品を選んでいただきます。

各自選んでいただいた後、この会議室に戻り、選んだ作品とその理由を1言、言っていただき、意見交換をして、表彰する作品を3つ決めたいと思えます。

みうら景観賞の表彰式は、3月27日（日）13時30分から三浦市観光協会での表彰と一緒に予定で行う予定です。

次にみうら景観資産を認定する手続きについて説明します。

イベントによるみうら景観資産の候補としては、今回表彰する3つの作品を候補とし、また、今回の選考過程をふまえ、それ以外の応募作品からも、イベントによるみうら景観資産の候補としたいと考えています。

また、先ほどご報告をした市民まつりの結果もふまえ、市が提案するものの候補を選びたいと考えています。

平成28年度において、みうら景観資産認定のフローの図のイメージで、みうら景観資産を認定していきたいと考えていますが、皆様に景観資産の候補や認定に向けた手続きについて、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木会長：以上でよろしいですか。これから別室で選考を行いますが、景観資産について少し補足しておく、景観重要建造物、景観重要樹木は法律の仕組みとしてありますが、それは特定の場所や建物になります。景観資産という場合にはもう少し広く、例えば、お祭りや風物詩のようなものも含めて選考の対象にしていきたいと思います。今回やや混同してしまうかもしれませんが、みうら景観賞は、写真コンクールの中の賞の名称ですので、条例に基づいて建物などに賞を与えるものではないということです。広く市民の方に募ったということもありますので、これで選ばれたものの中から景観資産の候補を取り込んでいきたいということです。ご質問はいかがですか。

○伊藤委員：資料2のC-2は撮影場所が小松ヶ池と書いてありますが違うと思います。下宮田です。修正をしていただいた方がいいと思います。

○鈴木会長：撮影場所については修正してください。

○事務局：はい。修正いたします。

○鈴木会長：別室で選考をしてまた戻ってきますが、3つ選ぶことでよろしいですか。資料2を持って、○を記してもらいます。後ほど作品を選んだ理由をお願いします。選考にあたっては写真のテクニックのうまさではなく、三浦市の景観資産的に価値あるもの、三浦らしい景観を持っているものを選んでいただきたいと思います。

【選考】

○鈴木会長：それでは、B－2番、F－1番、G－3番の3点をみうら写真コンクールみうら景観賞として選定したいと思いますのですが、よろしいですか。

「はい」の声あり

○鈴木会長：続いて、先ほどご意見がありました。景観資産の登録の候補にはこの3点以外にもなり得るという話を事務局からいただいていますので、複数票の入っているチャッキラコ、単票ではありますが木村委員から推薦がありました小網代の森、それから扱いについては考えたいのですが、海のカテゴリーは票がかなり分散してしまいました。たくさん票が入っています。色々なアングルから撮ると写真が印象的になるので票がわかれているところもあって、A－8は海とは言いつつ、城ヶ島大橋です。これも三浦の景観でシンボルでもあります。A－7で中津委員のご意見のように港と富士山という組み合わせなど色々な可能性がありますので海の景から景観資産の候補を探していくというような方向性でいかがですか。

○中津委員：ここで選ばれたものは、どの様に市民に伝わっていくかよくわかっていないのですが。

○事務局：みうら景観資産につきましては、3つ選んでいただきました。色々な観点からご意見があったので、講評の時に私の方からお話するか、鈴木会長からお話する形になりますが、市民の方々全体にではなく、受賞された方だけに公表する形になります。

○中津委員：広報紙に載るとか町内会、連合会に配られるとか、小学校を通して子どもたちに配られるとか特にそういうことはありませんか。

○事務局：今のところありません。

○鈴木会長：観光協会の賞は、選ばれた理由を言いますか。

○渡辺委員：観光協会でも選考委員会を設けて、プロの写真家の方に入ってもらって、正副会長とともに選んでもらい、選んだ内容について審査委員長が表彰式で講評します。

○鈴木会長：ホームページには？

○渡辺委員：ホームページには主だったものだけ載せます。賞を受けた写真は、年間を通して観光インフォメーションセンターに展示をします。時期によって、うらりなどに展示する場合があります。

○事務局：市の方では具体的にどう発信していくかは未定です。3点の景観賞についてはホームページに写真が載せられるかわかりませんが、写真も含めてこういう形で選びましたという情報発信はしていきたいと思っています。

○鈴木会長：それから、景観資産の候補の選定について言いますと、今回の写真コンクールはイベントで、それから市民等の要望、市の提案、審議会での提案という形で景観資産の候補を増やして行って、来年度、景観資産の候補の検証と認定をやるという流れのイメージです。

○事務局：私の方から確認させていただきたいのですが、3点選んでいただきました。選考の理由は、写真の良し悪しが主たるものではなくて、B-2番は、農の風景と起伏のある地形と海というところが映し出されているところ、F-1番は、大根と海と房総半島といった風景、G-3番は、河津桜だけではなく、河津桜の横を京急の電車が走っているところが三浦らしいという話があって選考されたことで良いですか。写真を載せた時にそのような観点から選考されたという言葉を添えてお伝えしたいと思います。

○鈴木会長：これは、景観審議会として、このみうら景観賞を写真コンクールから出すということになる、製作者は審議会の会長になるか三浦市になりますか。

○事務局：審議会の会長の名前で考えています。

○鈴木会長：コメントをつけるということであれば、市の方と少しお話をさせていただいて最終的な文案は一任させていただいてよろしいですか。

○中津委員：京急という会社の名前を入れていいですか。

○事務局：京急というところは電車としたいと思います。

○中津委員：市民の足となる電車など。

○事務局：全体のお話で出ていたことは、海についてはやはり候補の要素がありますので、絞り込みが難しいという内容はどこかでつけさせていただきたい。

○鈴木会長：では、以上のような形で議題2については決めさせていただいてよろしいですか。はい、ありがとうございます。

■報告事項2－景観法第16条の届出状況について－

○鈴木会長：それでは、次に報告事項2の「景観法・景観条例の届出状況」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：はい、「景観法・景観条例の届出状況」について、ご報告します。

資料4をご覧ください。まず、届出についてです。

届出行為は、10件あり、戸建住宅による宅地造成の開発行為が一番多く、特別養護老人ホームや共同住宅の建築物の新築やホテルの外観の変更、擁壁の工作物の新設、木竹の伐採など幅広く届出されています。このうちまちづくり条例を適用しているものは5件です。

次に通知についてです。

通知行為は、今まで5件で、神奈川県横須賀土木事務所の案件は、公共事業に伴う木竹の伐採、三浦市の案件は、消防署と最終処分場の建築物の新築、それと県の三崎合同庁舎の屋上の防水修繕に伴う建築物の外観の変更です。このうちまちづくり条例を適用しているものは2件です。

最後に、パトロールで発見した届出されていなかった行為は、2件ありました。

1つは、まちづくり条例で手続きをしていた開発行為の隣接地で10mを超える木竹を協議・届出なく伐採し終えていたものです。

もう1つは、シーボニアマンションで足場を組んで外壁の塗装工事を行っていました。色彩が基準に適合していたことを確認しました。

この2件については、顛末書を添付した報告書を提出させ、嚴重注意をしました。

説明は、以上です。

○鈴木会長：はい、ありがとうございます。届出の仕組みですが、景観計画に適合しているか対象になる行為は届出してもらうことになっています。主たる役割ですが、この中で景観をめぐる問題視されたケースや事務局の方から考えて景観に与える影響が大きいと感じたケースはありますか。

○事務局：特に近隣の方や市民の方から景観上どうかと連絡をいただいたものはありません。

○大森委員：7番の戸張の1168の近くで1172という海岸の近くを写真に撮ってきましたが、木竹が全部切られて、着手と完了が2年前の26年と看板がなっていました。それは見逃したのか質問します。戸張の近くの海沿いです。今年の1月には樹木があったのが、2月3月に切られていました。写真をよく見ると26年の日付の風致です。

○事務局：景観条例が制定される前の行為です。

○大森委員：かなり全部切られているのが異様な感じだったので、写真を撮ってきただけです。

○事務局：今のお話しですと、景観条例の施行は平成27年7月1日です。おそらく風致条例に基づいてこの看板が設置されていますので、風致条例の手續に則って木竹の伐採をやっていると思います。景観条例の施行は平成27年7月1日なので当時やっていたものについては適用外になっています。

○大森委員：適用外ですか。そこの地面の木竹が全部切られていたのも少し異様な感じで、全部切ってしまうのかと不思議に思って質問しました。

○鈴木会長：重要なお意見です。逗子市は何%確保しなさいと独自の基準をかけていますが、それはなかなか実現されていません。景観条例としてもどれくらい残しなさいと言いづらく、努めてくださいというふうにしかなりません。ご指摘の件については、以前に手続きが完了していたということです。

○事務局：ご指摘を受けましたので、再確認します。

○鈴木会長：木竹の伐採について、地域の景観の重要な構成要素と思えるものについてはある程度現状の写真などを参考にしながら働きかけをしていくことが大事で、この中でいくつか木竹の伐採ありますが、事業者側と接触してやり取りをしていく中で指導の難しさはありますか。

○事務局：宅地を開発するときには斜面緑地を伐採することを伴いますが、伐採しないで下さ

いという指導はなかなかできないのが実務上現実となっています。どうしても所有権という力がありますので、なるべく切らない計画にしてくださいというお願いはしていますが、開発に伴う斜面緑地の協議では、宅地になった後、宅地を買った人に緑化をしてもらうよう言っていただくことが多くなります。

○大森委員：戸張のここは、海から見ると軍艦島のように見えるのがとても残念に思います。

○鈴木会長：ご指摘の件については確認をお願いします。どうぞ。

○友田委員：無届行為のところですが、シーボニアマンションは、足場を立てているところで無届だったということですが、どのくらいの規模が届出に該当するか確認させてください。

○事務局：建物の延べ床面積で700㎡を超えるもの、高さが12m以上、共同住宅で12戸以上、このいずれかに該当してくると対象になります。

○友田委員：一般家庭、普通の戸建はそういうことはないということで良いですか。

○事務局：その通りです。

○鈴木会長：影響が大きいものになっています。

○友田委員：全くの無届でしたか。このマンションは、事前に届出をすることがわかっていたなかったということですか。

○事務局：電話では塗り替えをしたいという相談はありました。シーボニアマンションは届出が必要だと話はしていましたが、代理人や色々な業者が関わるので、私がどなたと話をしたかわかりませんが、事前にそういうことがありました。実際に施工した業者に届出が必要だったと説明をして、注意をしました。

鈴木会長：管理組合の方は十何年かに一度そういう工事をしますが、手続的なことを知っているわけではないので、景観条例の取組みは事業者に対して告知をしていかないといけないと思います。管理組合が委託している管理会社、工事を請け負う業者はそういう条例があれば対応しなければいけないと理解しているはずですが、その部分が今回の場合はでき

なかったということだと思います。

○友田委員：ここはリゾートマンションみたいなものなので、持ち主や親会社が変わっている傾向があるので、そういう意味で三浦市には他にもあると思います。周知を徹底するにはどうしたらいいのかと思いました。

○鈴木会長：だいたいどの自治体も景観条例を持つようになってきて、業者は本来知っているはずですが。認識の十分無い業者がとってしまったという可能性はあります。

○中津委員：私が少し把握し切れていないところがありますが、景観の届出を定型のリストにして審議会に報告をしています。審議会の承認など何か効力を求めて提出していますか。

○事務局：平成27年7月から条例が始まって、このような形で市でも届出行為を取り組んでいること、行政の実務として審議会の委員の皆さまには状況を知っていただくために報告しているところです。

○中津委員：当初からのリストを作って将来的にそれが許認可になるとかどうかわかることを審議会に諮ることはありますか。

○事務局：許認可になるかどうかは法律が届出の制度になっていて許認可にはなっていません。

○中津委員：指導の対象ですか。

○鈴木会長：明確に、例えば色彩が適合していないことになれば、変更命令は可能ですが、それ以外の部分についてはある程度お願いベースになることは仕方ありません。ただ、規模の大きな案件や重要な案件は審議会の意見を聞くことができることになっていますが、1件1件のチェックについては三浦市ではアドバイザーをつけるという体制にはなっていません。

○中津委員：図面もない中でこれがどういうお墨付きになって流れて行くかわかりません。

○鈴木会長：案件がある程度溜まってきた段階で、こういう資料に対してこういう変更があ

りましたと何年かに1度見直しをして景観計画も改正するプロセスを踏むのかどうかと思います。1件1件ファイルされていると思いますので、それがどの程度有効に機能したかどうか、もう少し案件が溜まった段階で検証させていただきたいと思います。その時には審議会に報告をしてご意見を聞くということになると思います。

○大森委員：その間に審議会がはさまるとい構造にできませんか。

○鈴木会長：規模が大きいものについてはそうなると思います。1件1件をやるとそれはそれでチェックするためのマンパワーと審議会を開催するための予算がかかります。

○大森委員：油壺の観光ホテルの跡地に大規模な老人ホームの建設が予定されています。まだ時期尚早ですが、造る業者と運営する業者が違うということで誠意ある説明がないです。ですからその建物については是非、審議会で話し合っていたきたいと私は個人的に思います。

○鈴木会長：ご意見としては承っておきます。まちづくり条例にも適用されると思います。いろいろ漏れ伝え聞く情報はありますのでそれなりに対応せざるを得ないと思います。その場合回数がもしかしたら増えるかもしれません。その辺り次年度にやるべきことと既に決まっているのは景観資産の候補と認定をやるので、そのタイミングと案件が合えばいいのですが。よろしいですか。報告事項2については他にご意見がありますか。他になければ、本日の予定は終了いたしました。それでは、事務局にお返しします。

○司会：鈴木会長、ありがとうございます。また、各委員の皆様方におかれましても、貴重なご意見等いただき、ありがとうございます。これから、今お話がありましたように会議の進め方、内容については検討させていただきます。次回の審議会の日程は、みうら景観資産の認定に向けて、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成27年度第2回景観審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——